

平成 19 年度長野市の保育所保育料について

1 保育料改定審議の主旨

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、長野市では昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しております。

2 保育に要する経費と保育料

保育所の運営は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっています。この運営費は、保護者と公費で負担することとして、保護者が、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を、所得に応じて負担し、残りを平成 15 年度までは、国が 1 / 2、市が 1 / 2 の割合で負担することになっていました。しかし、国の三位一体改革の中、平成 16 年度より公立保育所運営費国庫負担が一般財源化（廃止）されました。

3 これまでの審議経過

平成 18 年度の保育料にあっては、子育て世帯への負担軽減の配慮と少子化対策の一環として、現行保育料を据え置くこととなりました。

旧大岡村については、地域合併協議会の中で、旧長野市との格差が大きかったため、平成 17 年度からその差額の 1 / 3 ずつを毎年度引き上げ、平成 19 年度分より統一されることになっております。

なお、軽減率が他の階層と比較して著しく高く設定されていたり、高額所得階層でありながら、軽減率が高く設定されていて、均衡を欠くと考えられるため今後の検討を要するとあります。

4 保育料算定の基となる税制の動き

(1) 所得税法の改正（定率減税の廃止）

保育料は、児童福祉法第 56 条 3 項「市町村長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢に応じて定める額を徴収することができる。」とあり、応能負担となっています。そのため、当該年度の保育料は、前年の所得税額等により決定します。

税制改正により、18 年 1 月 1 日から、所得税定率減税の額が 20 % から 10 % に引き下げられており、平成 19 年 1 月には減税が廃止となります。

これにより、前年の所得税を基に算定している保育料は、仮に所得が前々年と全く同じであっても、19 年度そして 20 年度は前年の保育料より高くなる可能性があります。

(2) 子育て減税の導入

税制による子育て支援が検討されている中、政府税制調査会は、少子化対策として導入を目指す所得税の子育て減税に関し、減税効果の大きい、算出税額から一定額を差し引く税額控除方式を軸として検討を進める見解を示したが、具体的な制度設計はこれからとなる。

この子育て減税により、所得税の定率減税が廃止となっても、子育て世帯については、所得税は実質、減税が継続もしくはそれ以上の軽減となる世帯もでてくる可能性がある。

5 総合施設の導入が制度化

就学前の子どもに適切な教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備える、いわゆる幼保一体の認定こども園（仮称）が、平成18年10月から法施行により制度化される予定であります。

総合施設の運営形態は大きく4種類に分類される予定ですが、基本的な考え方は、就学前の児童が、1つの施設に保護者のニーズによって、保育所児または幼稚園児として、在園することが可能となるものです。

また、保育所と大きく違うところは、保育料の設定を施設ごとに設定し、料金の徴収も施設で行う保護者との直接契約形式となることです。

本市では、現在認可幼稚園において児童数が年々減少傾向にあるため、今後総合施設へ移行し、施設の有効活用を図る動きが出てくる可能性が高いと考えられます。

これにより、法施行後は認定こども園における保育所児の保育料（施設が決定）とのバランスを考慮する必要がでてくると考えられます。

6 保育料に関する検討課題

保育を取り巻く環境が大きく変動しようとしている本年度、上記のとおり税制や認定こども園に関わる制度の詳細が未定であり、本市の保育料設定において今後、国の動向を踏まえ、慎重に検討が必要となる。

（ポイント）

- ・ 定率減税は本年が半減、来年で廃止であり段階的である。
- ・ 国基準徴収金（国が定める保育料）の改定は未定。
- ・ 子育て減税導入により、所得税の激変は抑制される可能性が大きい。
- ・ 認定こども園は施設が保育料を決定。設定した料金を市町村に届出。低所得者等の利用が排除されないよう、市町村による改善命令が認められる予定。
- ・ 本市における階層ごとの軽減率の見直し。